

引受の実施方策

(1) 農作物共済

①制度の周知

- ・青色申告者においては、基本的に訪問により収入保険制度と農作物共済制度内容を説明するとともに、青色申告者以外の農業者においては、WEBサイトを活用し、制度内容を周知する。

②補償の充実

- ・水稲は充実した補償を提供できる全相殺方式、麦は災害収入共済方式での加入推進を行う。
- ・青色申告者へオールリスクに対応した収入保険を推奨する。

③共済関係解除としないための取組み

- ・共済掛金が期日内に納入されない場合は共済関係が解除となるため、掛金納入不能者が出ないように掛金徴収日の設定に留意する。

(2) 家畜共済

①補償の充実

- ・有資格者全戸訪問を実施し、制度内容説明と保険設計プランを提示し、組合員の経営形態に合った引受及び補償の充実に努める。

②普及推進

- ・未加入農家全戸に戸別訪問を励行し、加入のメリットを十分に説明し引受の拡大を図る。

③個体確認の徹底

- ・引受時の個体確認を徹底し、かつ家畜個体識別情報全国データベースと照合及び組合員に対し情報更新の徹底を図るよう周知し、正しい飼養状況の把握に努める。

(3) 果樹共済

①制度の周知

- ・うんしゅうみかん及びはるみについて未加入者名簿をもとに、青色申告者においては、訪問により収入保険制度と果樹共済制度内容を説明するとともに、青色申告者以外の農業者においては、WEBサイトを活用し両制度の内容を周知する。

②補償の充実

- ・充実した補償を提供できる災害収入共済方式での加入推進を行う。
- ・青色申告者へオールリスクに対応した収入保険を推奨する。

③共済関係解除としないための取組み

- ・共済掛金が期日内に納入されない場合は共済関係が解除となるため、掛金納入不能者が出ないように掛金徴収日の設定に留意する。

(4) 畑作物共済

①制度の周知

- ・大豆共済については、令和5年産の水稻共済加入申込書兼変更届出書及び農業再生協議会と連携し作成した有資格者名簿をもとに、全戸訪問による加入推進を実施し、制度の周知を図る。
- ・茶共済については、有資格者名簿をもとに訪問又は電話による加入推進を実施し、制度の周知を図る。また、茶農協等ごとに茶共済及び収入保険説明会を開催し、制度の周知を図る。

②補償の充実

- ・大豆共済については、充実した補償を提供できる全相殺方式（最高補償9割）での加入推進を行う。
- ・茶共済については、最高付保割合（8割）を選択していただくよう加入推進を行う。
- ・青色申告者へオールリスクに対応した収入保険を推奨する。

③共済関係解除とならないための取組み

- ・共済掛金が期日内に納入されない場合は共済関係が解除となるため、掛金納入不能者が出ないよう掛金徴収日の設定に留意する。

(5) 園芸施設共済

①個別推進

- ・未加入者名簿を基に、農業者ごとに品目等を考慮した推進時期を設定する。
- ・加入率の低い地域に対しては、リスク啓発チラシや農業版BCPパンフレットを用いて、園芸施設共済に対する意識を高める推進を行う。

②制度の周知

- ・自治体やJA等の関係機関に協力依頼を行い、関係機関の主催する会議に積極的に参加し、制度の周知を図る。
- ・関係機関の広報誌等の情報媒体を通じて情報発信を行う。

③補償の充実

- ・農家ニーズに合わせた複数プランの見積書を作成し積極的な推進を図る。

④集団加入の推進

- ・生産部会等に対して、メリットを周知し、集団加入の実施を促す。

(6) 任意共済

建物共済

①補償の充実

- ・加入推進時に評価額（再取得価額）を提示した説明を行い、農家財産の完全補償に向けた共済金額の増額を推進する。また、臨時費用担保特約の推進を行う。

②付属建物の全棟加入

- ・未加入物件の多い納屋、倉庫、農作業場等についても、評価額（再取得価額）による適正補償金額を提示し、全棟加入及び増額加入を推進する。

③総合共済の引受拡大

- ・甚大化する自然災害に備えるため、総合共済の更なる周知と加入に向けて推進し、農家財産の保全に努める。

④加入資格審査の実施

- ・新規引受及び継続加入時の加入資格審査を確実に実施、併せてそのチェック態勢を強化する。

農機具共済

①担い手所有農機具の包括加入

- ・担い手（認定農業者、農業法人等）、集落営農組織等の所有並びに管理する農機具（機械）の包括的加入を重点的に推進する。

②販売店とタイアップした引受推進

- ・J A 静岡経済連及び農機具販売店と連携し、農機具購入者への共済制度の周知および加入促進を依頼する。

③適正引受の励行

- ・引受時において、機種確認時に記録写真を撮影し、引受誤りの未然防止に努めるとともに、加入者に対し遅滞のない異動通知を徹底し、適正引受に繋げる。

(7) 農業経営収入保険

①顧客リストの分析と活用

- ・過去の活動結果の分析を行い、各地域センターにおいて地域や品目の重点地域を設定し、活動時期を踏まえて普及を行う。また、法人については決算月の把握を行い地域センターと業務管理センターとの連携した普及活動を行う。

②説明会の開催

- ・J A等の生産者組織や協議会の構成員である関係団体に収入保険の普及協力を依頼し、関係団体の主催する会合（総会・定例会議・目揃い会）等に積極的に参加し、普及活動を行う。
- ・作物別や地域別の実績や類似制度との比較を踏まえた資料、わかりやすいパンフレットを作成し、短時間で興味を持てる説明に心がけ、効率の良い推進を行う。

③個別推進

- ・地域センター、グループごとに活動目標数値を設定し、月ごとの推進結果を可視化して全職員で共有する。
- ・組織内の人員配置にこだわらず、重点地域への普及時には、地域センター、グループの垣根を超えて活動を行う。
- ・試算結果に基づく加入プランの提示など経営体に丁寧な普及活動の取組みを行う。

④オンライン申請と税申告の記帳サポート活動

個別説明会や個別訪問を通じて収入保険の普及に限らない農業経営のサポート活動を実施する。

⑤研修会の実施

- ・加入推進を実施するために職員知識の平準化・向上化を図り、全職員による普及活動の体制のための研修を実施する。

⑥ソーシャルメディアを活用した取組み

- ・WEBサイトやLINE、チラシを活用した積極的な普及活動の実施を行う。

⑦その他

- ・生産者組織に対して集団的な普及活動を行い、加入手続きや保険金等の支払事務の効率化を図る。また、白色申告者に対して青色申告への移行のメリットを説明し、収入保険の加入を勧める。